

大学等研究機関の方へ

# 令和5(2023)年度から 日本学術振興会特別研究員-PD<sup>\*</sup>が 雇用できるようになりました

※特別研究員-RPD、CPDを含む

独立行政法人日本学術振興会は、これからの学術研究の発展を担う優秀な若手研究者がより安心できる環境で自身の研究に専念できるよう、「研究環境向上のための若手研究者雇用支援事業」を創設しました。

特別研究員制度の趣旨に賛同し特別研究員-PD等を雇用して積極的に優秀な若手研究者の確保・育成に取り組むことを希望する受入研究機関にPD等の雇用経費を支援します。

## 従来からのメリット

- ▶ 自由な発想のもとに主体的に研究を遂行
- ▶ 研究費の確保：総額450万円以下<sup>\*</sup>

※特別研究員-PDの科学研究費助成事業 特別研究員奨励費  
(特別枠かつ研究期間3年の場合)

## 機関雇用による新たなメリット

- ▶ 研究専念環境の更なる向上
- ▶ 特別研究員-PD等の資格を持ったまま安定した身分を確保
- ▶ 社会保障の充実 等

## 受入研究機関で雇用するための経費をセットでサポート

- ▶ 優秀な若手研究者の「受入」から「雇用」による更なる研究現場の活性化
- ▶ 機関の責任と方針のもとで優秀な若手研究者の確保・育成が可能

雇用するPD1人あたり

(令和5年度予定額)

基本給充相当として

若手研究者雇用支援金  
(特別研究員事業における研究奨励金相当額)

362,000円/月

受入研究機関への追加支援として

科学研究費助成事業  
特別研究員奨励費(学術条件整備)

100万円/年

+間接経費30%

本事業により研究機関が特別研究員-PD等を雇用するためには、「雇用制度導入機関」への登録が必要です。

登録申請締切：令和5(2023)年7月13日(木)17:00

雇用開始：令和5(2023)年10月1日

※令和5(2023)年度から、全ての受入研究機関が特別研究員-PD等を雇用するわけではありません。  
※令和5(2023)年度予算の状況によっては、内容に変更が生じる場合があります。



JAPAN SOCIETY FOR THE PROMOTION OF SCIENCE

日本学術振興会

科研費  
KAKENHI